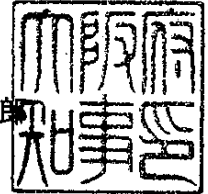




環 保 第 1378 号
平成 24 年 6 月 20 日

大阪府環境審議会会長 様

大阪府知事 松井 一郎



亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し並びに
カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて(諮問)

標記排水基準等の見直しについて、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律
第 138 号）第 21 条第 1 項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例
（平成 6 年大阪府条例第 6 号）第 103 条の規定に基づき、貴審議会の
意見を求めます。

(説 明)

1. 亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直しについて

亜鉛含有量については、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」に基づく排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な業種に係る事業場に対し、所要の改善期間を設けるために暫定排水基準及び適用期限を経過措置として定めています。

この適用期限が平成25年3月31日で終了することから、水質汚濁防止法の暫定排水基準等の改定も踏まえ、経過措置の見直しに関して貴審議会の意見を求めるものです。

2. カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて

カドミウムについては、平成23年10月27日に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」が、それまでの0.01mg/Lから0.003mg/Lに見直されました。

この見直しを踏まえ、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」に基づく上水道水源地域に対しての上乗せ排水基準及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水基準の見直しに関して貴審議会の意見を求めるものです。